第

4083

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2010年)$ 平成22年 9月 15日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## △ 期限切れ欠損金の損金算入

A:次のようになりました。

## 【解説】

今年度の税制改正において、平成22年10月 1日以後に法人が解散した場合には、清算所 得課税から所得課税とされる一方で、期限切 れになった欠損金が損金に算入できることと されました。

期限切れ欠損金とは、適用年度前事業年度 以前の事業年度から繰り越された欠損金額の 合計額から青色欠損金額又は災害損失欠損金 額を控除した金額をいい、損金算入は、適用 年度の所得金額から①青色欠損金額及び災害 損失欠損金額を控除し、次に②その控除後の 所得金額から期限切れ欠損金を控除すること となっています。

この期限切れ欠損金の損金算入は、確定申告書に期限切れ欠損金の損金算入に関する明細の記載があり、残余財産がないと見込まれることを説明する書類を添付した場合に適用されることとなっています。

残余財産がないと見込まれるかどうかは、 清算中の各事業年度末の現況により判定され ることになっており、期末の実態貸借対照表 において、債務超過の状態になっていれば適 用が受けられることとなります。







